

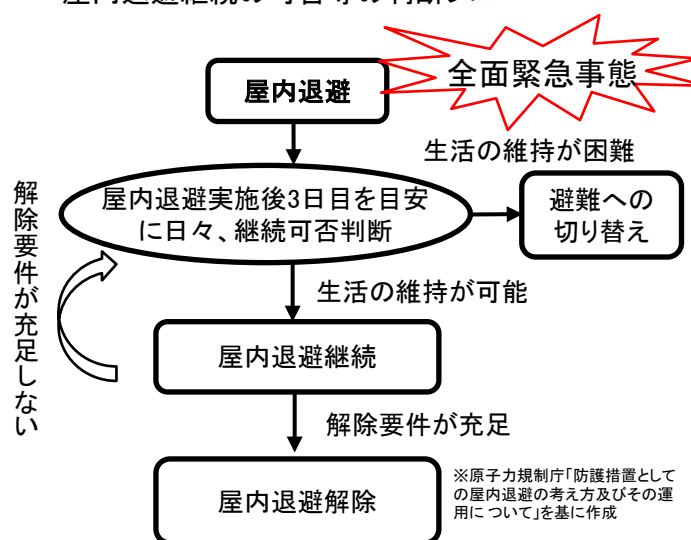
UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、UPZ内住民は、屋内退避を実施する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。

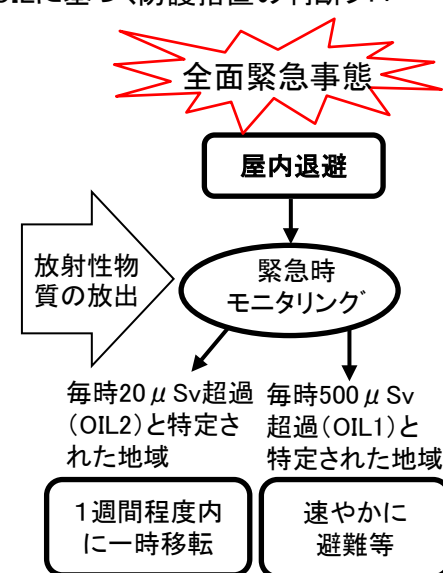


UPZの防護措置を実施するフロー(屋内退避実施後)

屋内退避継続の可否等の判断フロー



OILに基づく防護措置の判断フロー



- ※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
- ※ 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。

屋内退避中の一時的な外出等

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- ・住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- ・放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- ・外出時に防護装備等の特別な対策※¹は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- ・避難所で支給される物資の受取り
- ・小売店での物資の購入



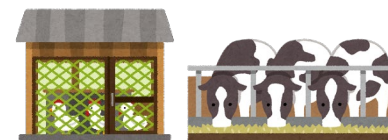
②緊急の医療を受ける

- ・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・処方された医薬品の受け取り



③家屋の維持

- ・台風襲来時の家屋補強



④動物の世話

- ・外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

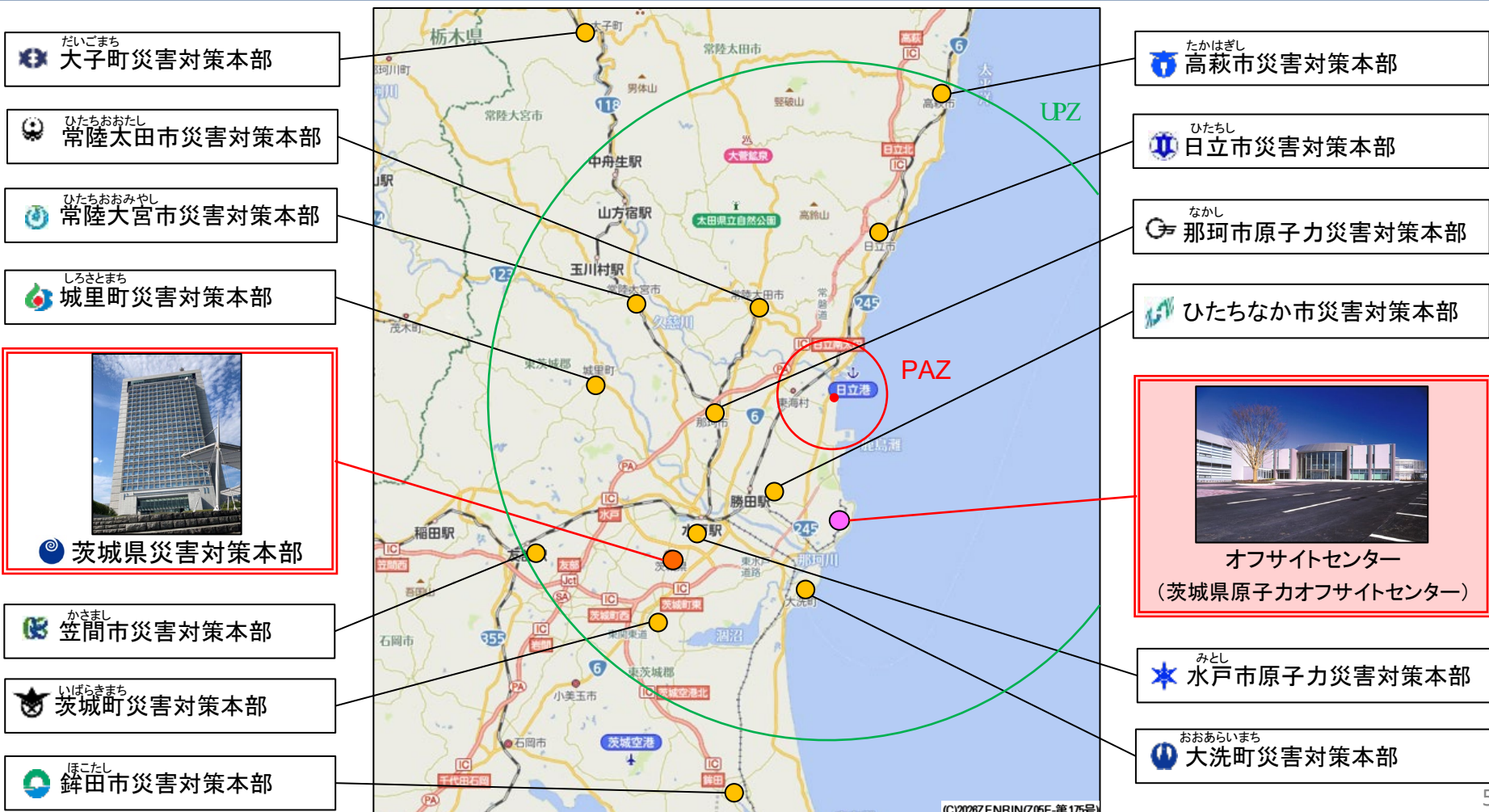
- ・緊急事態応急対策に従事する者※²は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- ・医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続（P●、●、●）。
- ・屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出（従業員の出退勤、必要な商品の搬入等）は可能。
- ・屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※¹ 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※² 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

一時移転等に備えた関係者の対応

- 茨城県及び関係市町は、警戒事態で必要と認める場合に災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部等に移行。
- 関係市町村は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 茨城県は、住民の一時移転等に備え、茨城県バス協会にバスの派遣準備を要請。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、茨城県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 茨城県、関係市町・関係機関から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、いばらき原子力防災アプリ、双方向情報伝達システム等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

原子力災害対策本部
(首相官邸)

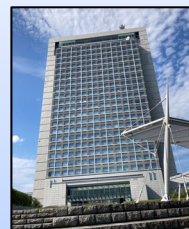


FAX・テレビ会議
システム等

原子力災害現地対策本部



茨城県災害対策本部
(茨城県庁)



関係市町災害対策本部等

電話、FAX等



自治会、消防団、農業協同組合、
漁業協同組合、医療機関、社会
福祉施設、教育機関 等



防災メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ・ラ
ジオ、緊急速報メールサービス、いばらき原子力防災アプリ、
双方向情報伝達システム 等

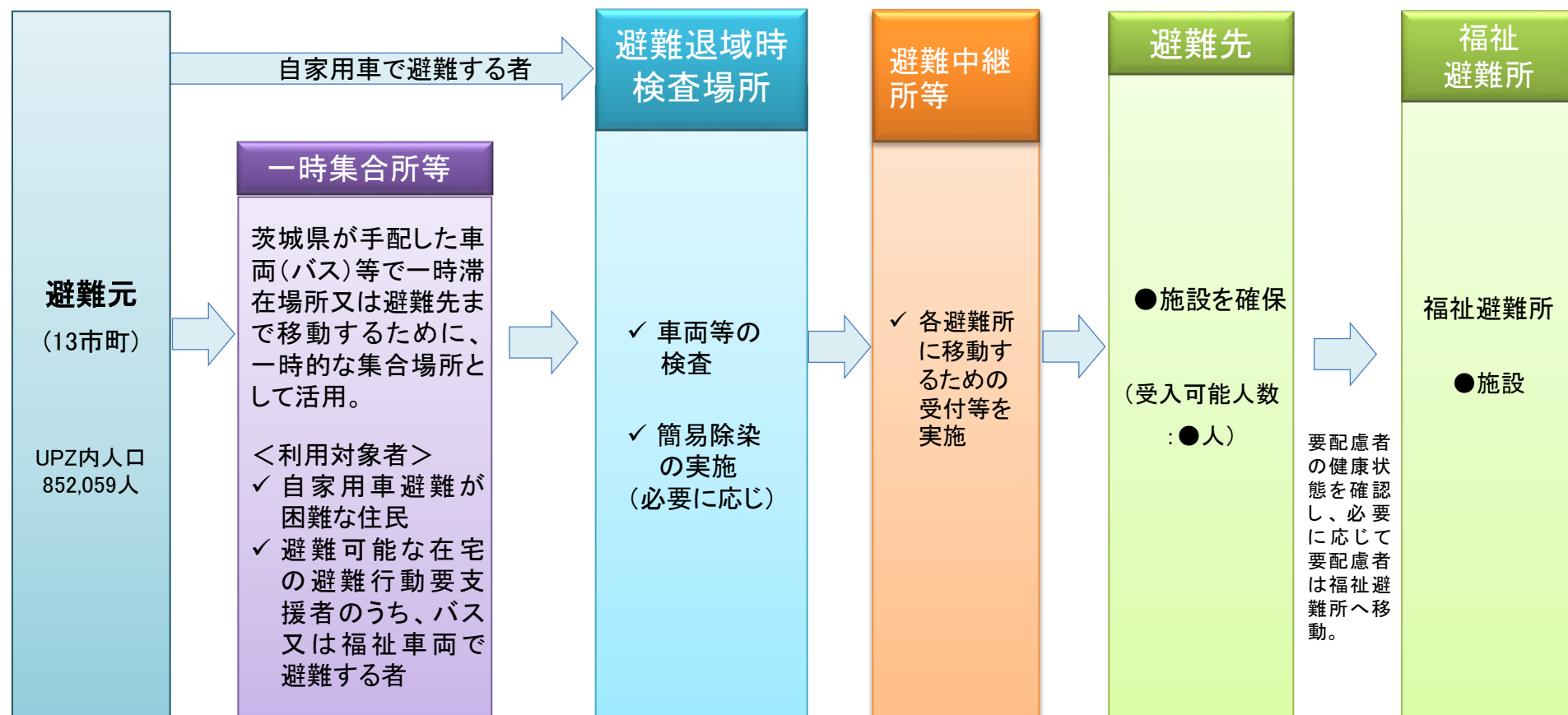


住民

※ 防災行政無線の画像は他地域の緊急時対応からの引用

UPZ内住民の一時移転等①

- 国の原子力災害対策本部、茨城県及び関係市町は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- 一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。



※:実際に一時移転が必要となるのは、原子力災害対策本部の指示する区域の住民のみ。

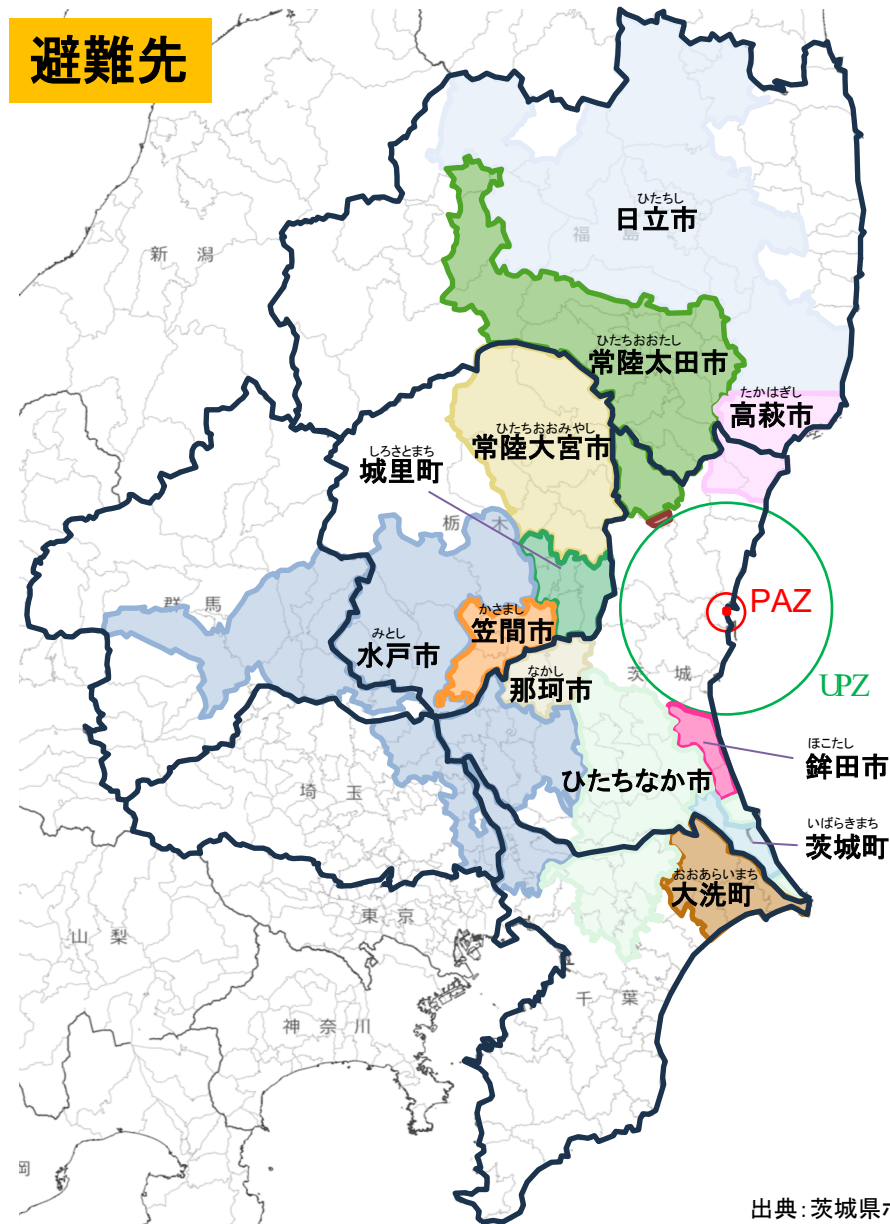
UPZ内住民の一時移転等②

- UPZ関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、茨城県は県内市町と、他の避難先の調整を行う。

避難元自治体 ※()は対象人口	避難先自治体
ひたちし 日立市(149,982人)	●●市
ひたちなか市(154,731人)	●●市
なかし 那珂市(52,552人)	●●市
たかはぎし 高萩市(26,819人)	●●市
みとし 水戸市(270,685人)	●●市
ひたちおおたし 常陸太田市(48,602人)	●●市
かさまし 笠間市(35,483人)	●●市
ひたちおおみやし 常陸大宮市(34,672人)	●●市
ほこたし 鉾田市(13,819人)	●●市
いばらきまち 茨城町(31,401人)	●●市
おおあらいまち 大洗町(15,715人)	●●市
しろさとまち 城里町(17,515人)	●●市
だいごまち 大子町(83人)	●●市
対象人口合計:852,059人	

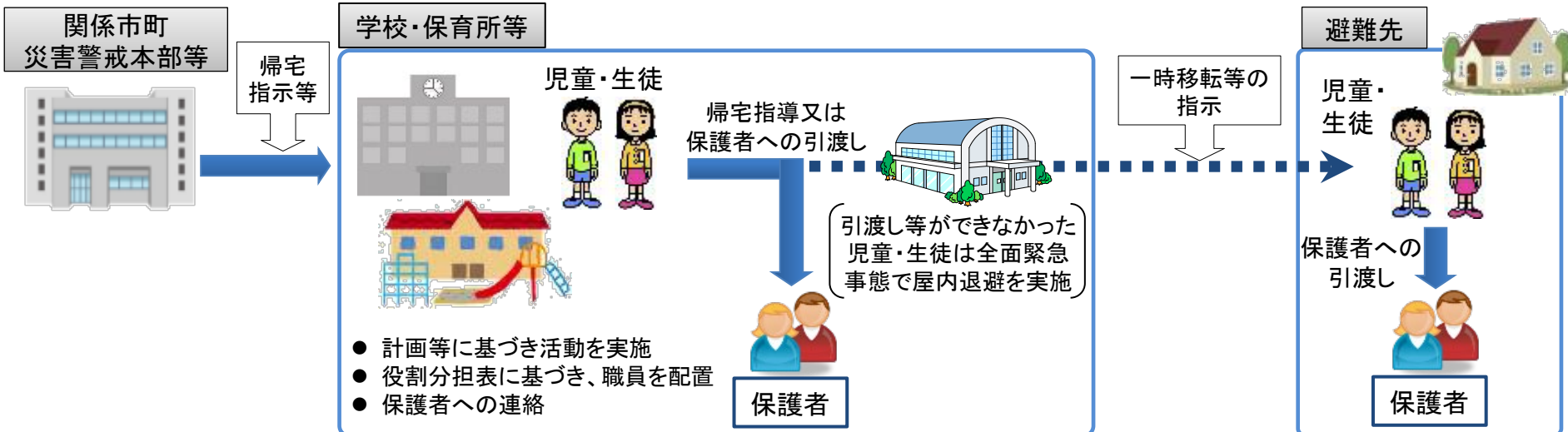
UPZ内住民の一時移転等③

- UPZ関係市町の住民の避難先は、茨城県内及び県外において確保。



UPZの学校・保育所等の防護措置

- 茨城県及び関係市町は、警戒事態の段階で、UPZの学校・保育所等の児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、茨城県や関係市町からの指示や計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後、事態が悪化し、茨城県又は関係市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、茨城県及び関係市町災害対策本部と連携を図る。



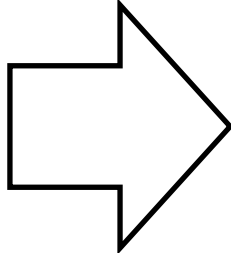
UPZの教育機関数		保育所・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
茨城県	教育機関数	●施設	●施設	●施設	●施設	●施設	●施設
	児童・生徒数	●人	●人	●人	●人	●人	●人

- 新潟県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(376施設16,956人)について、施設ごとの避難計画を作成済。
 - 全面緊急事態となった場合は屋内退避となるが、万が一、放射性物質が放出されて、空間放射線量が基準値を超えた区域は、一時移転等を実施。
 - 一時移転等の防護措置が必要になった場合、新潟県原子力災害対策本部が医療機関等の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。
 - 一時移転等の実施により健康リスクが高まる者は、安全に一時移転等が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。
- その他の一時移転等が可能な入所者等は、避難先施設へ一時移転等を実施。

< UPZ内 >

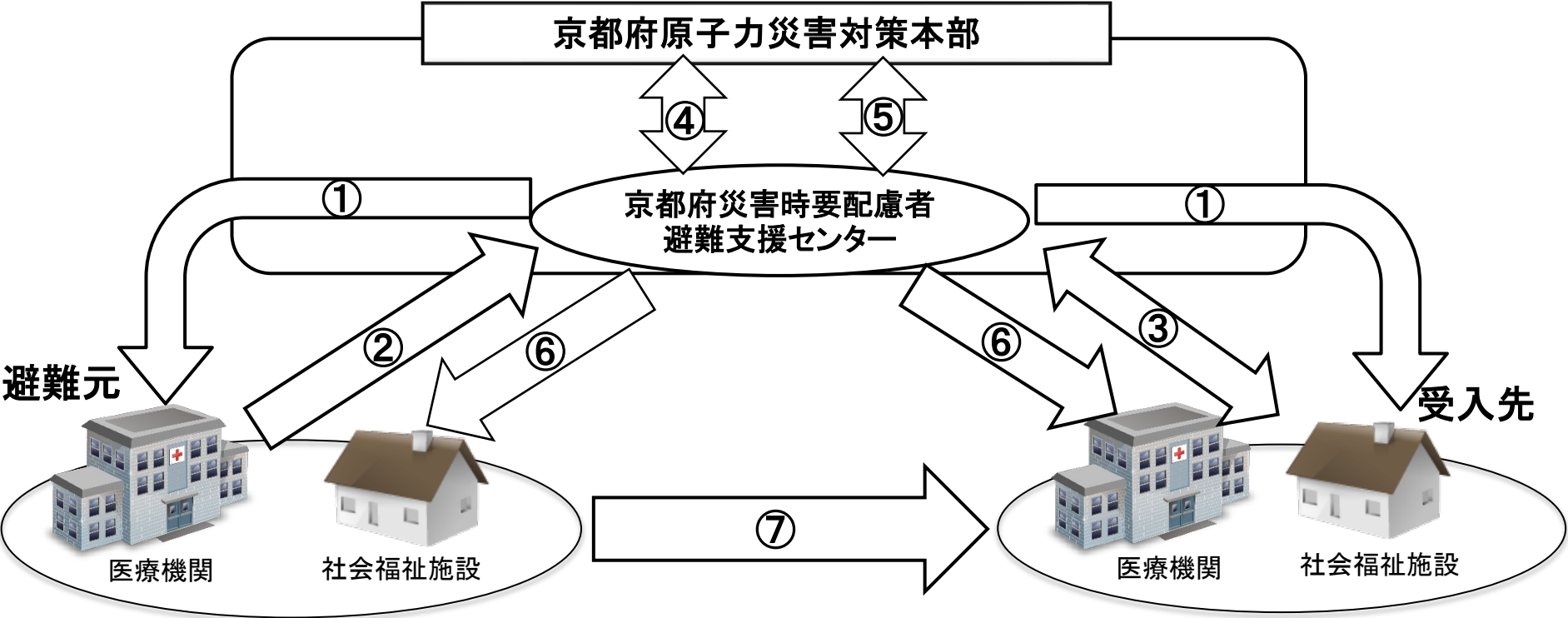
施設区分		避難元施設	
		施設数	定員数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		23	5,579
社会福祉施設 (入所施設)	高齢者施設	236	9,576
	障害者施設	115	1,531
	救護施設	2	270
	小計	353	11,377
合 計		376	16,956

< UPZ外 >



避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
146	21,697
1,107	44,025 ※
161	3,864
4	499
1,272	48,388
1,418	70,085

➤ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入れに関する調整を速やかに実施。



受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

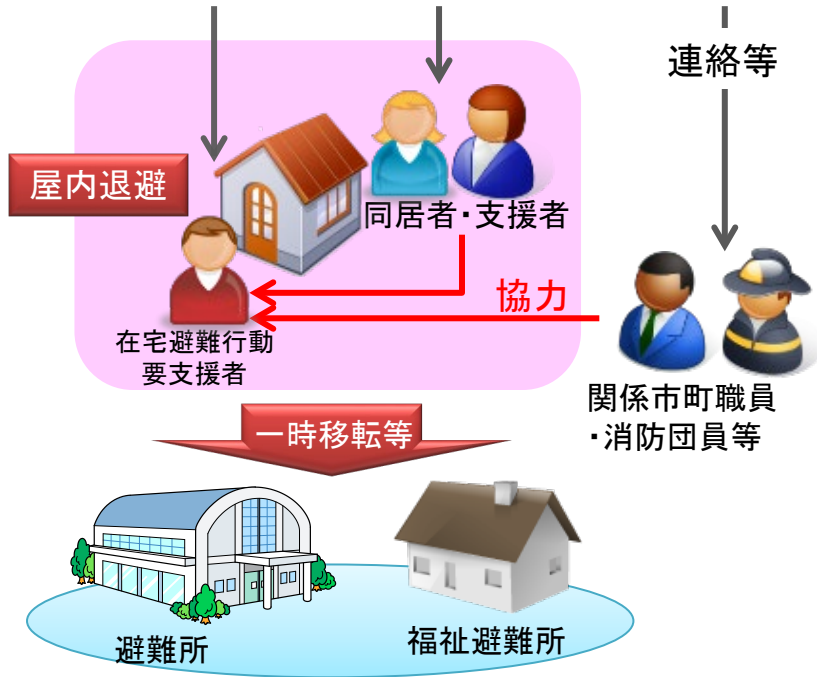
※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
※ 京都市他府内市町に避難先を確保

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、いばらき原子力防災アプリ、双方向情報伝達システム等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者等の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。
- また、行政、自治会、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

関係市町災害対策本部

防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、いばらき原子力防災アプリ、双方向情報伝達システム等による情報提供



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数
(令和●年●月●日現在)

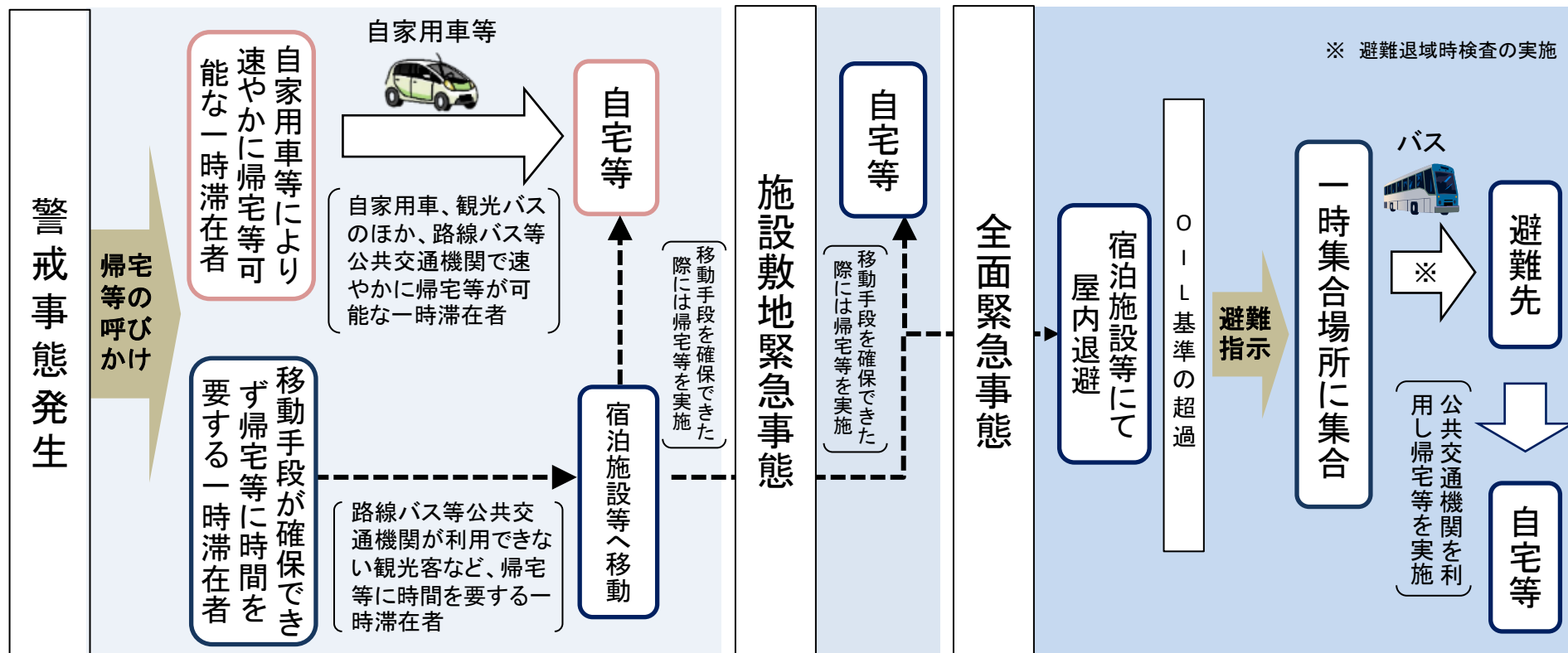
関係市町	UPZ内 (): 支援者等ありの人数	関係市町	UPZ内 (): 支援者等ありの人数
ひたちし 日立市	●人(人)	ひたちおみやし 常陸大宮市	●人(人)
ひたちなか市	●人(人)	ほこたし 鉾田市	●人(人)
なかし 那珂市	●人(人)	いばらきまち 茨城町	●人(人)
みとし 水戸市	●人(人)	おおあらいまち 大洗町	●人(人)
ひたちおおたし 常陸太田市	●人(人)	しろさとまち 城里町	●人(人)
たかはぎし 高萩市	●人(人)	だいごまち 大子町	●人(人)
かさまし 笠間市	●人(人)	合 計	●人(人)

※ 行政、自治体、消防団、自主防災組織等の協力により屋内退避・一時移転ができるように体制を整備。

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

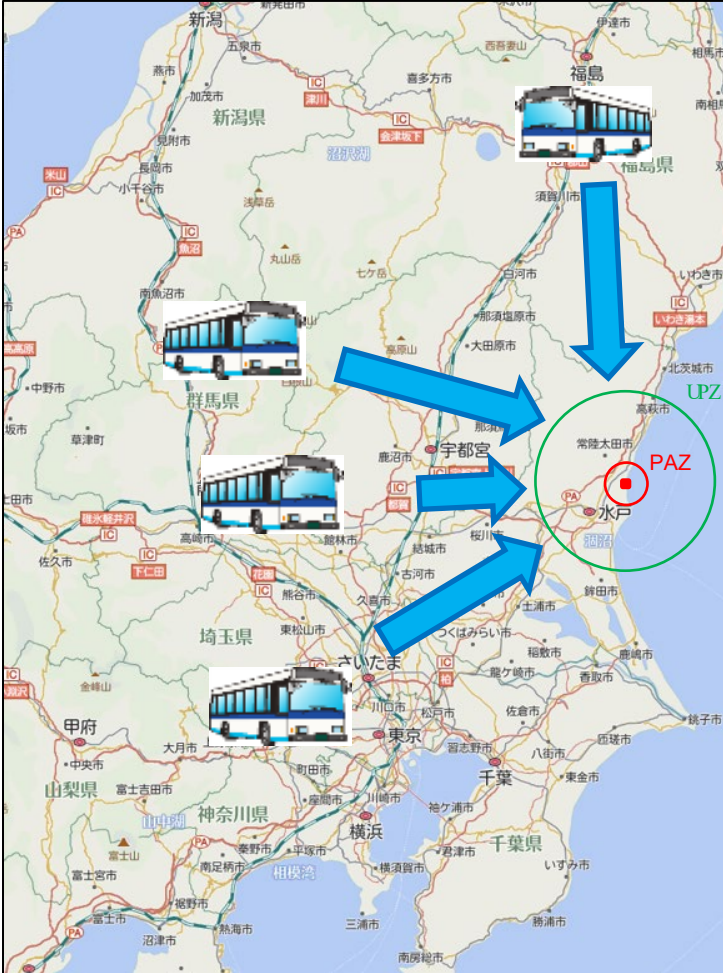


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

国、関係機関による輸送能力の確保

- UPZでの一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となるバスの確保については、茨城県及び茨城県バス協会が「原子力災害時等におけるバスによる避難住民等の緊急輸送等に関する協定書」に基づき対応。
- 茨城県内の輸送手段では不足する場合、茨城県は隣接県等の関係団体から輸送手段を調達する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

茨城県内のバス会社	保有台数
●社	●台



近隣県バス協会 保有バス台数	
県	保有台数
福島	●台
栃木	●台
群馬	●台
埼玉	●台
合計	●台

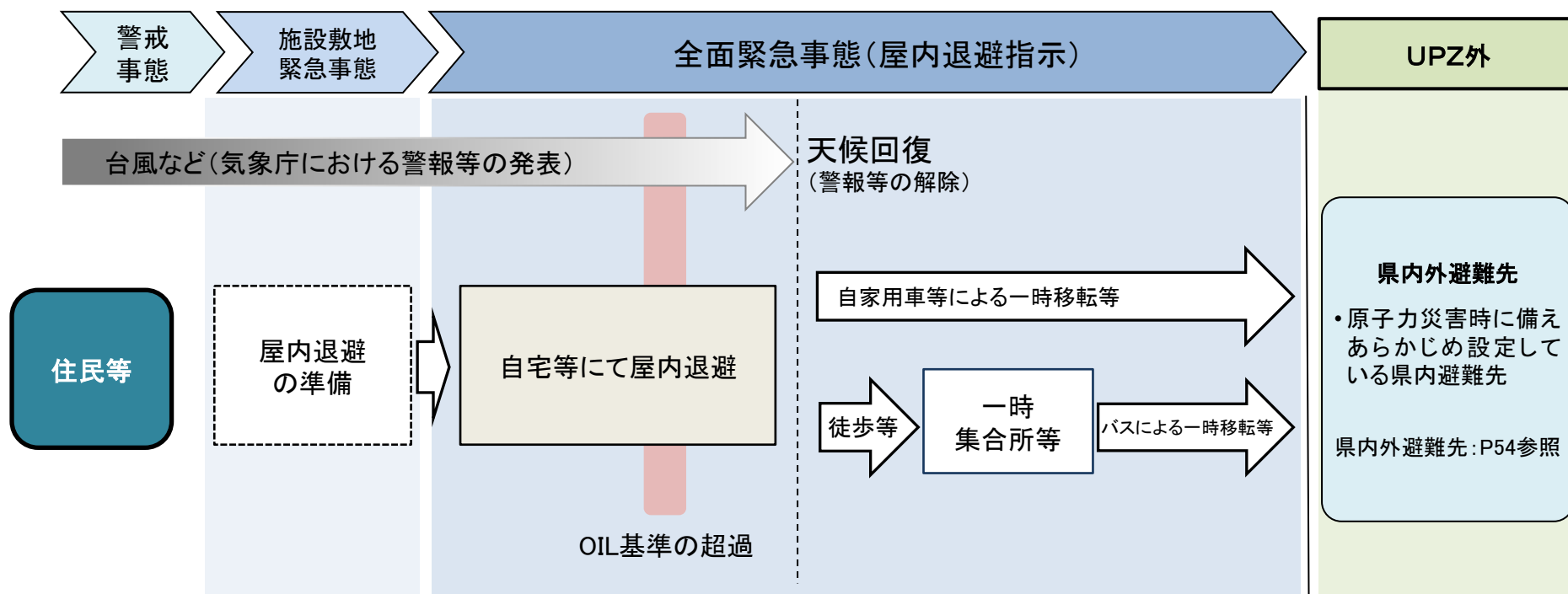
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

台風時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞

(外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



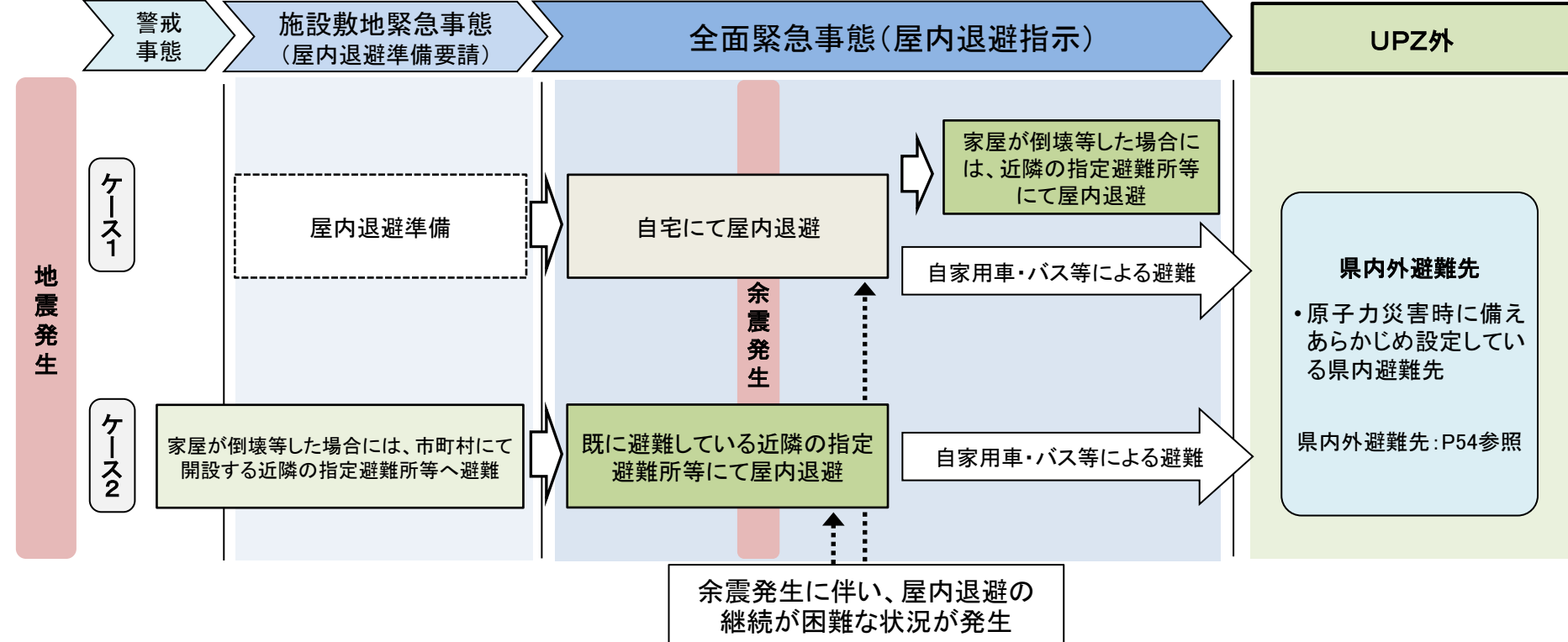
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町村から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所・指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

自然災害等(地震等※)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていり中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町村にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体等の指示に従い避難を行う。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び茨城県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

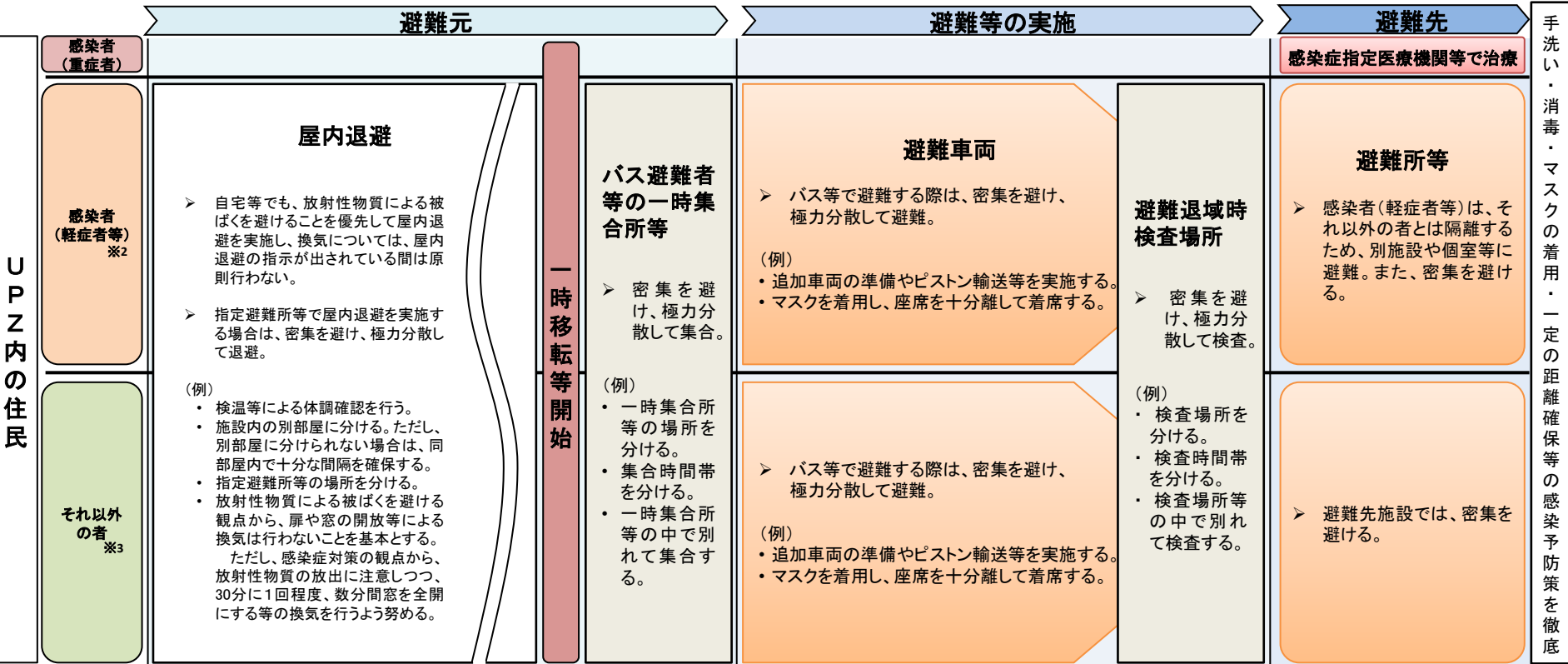
<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



感染症※¹の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

⑦ 災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
(平成26年3月25日)

- 【対象】
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県
- 【応援内容】
- ① 人的支援及び斡旋
 - ② 物的支援及び斡旋
 - ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④ その他特に要請のあった事項

① 全国震災時等の相互応援に関する協定(1都9県)
(平成20年2月6日)

- 【対象】
東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県
- 【応援内容】
- ① 物資等の提供及びあっせん
 - ② 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ③ 施設又は業務の提供若しくはあっせん
 - ④ その他特に要請のあった事項

② 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
(令和6年1月31日)

- 【応援内容】
- ① 人的支援及び斡旋
 - ② 物的支援及び斡旋
 - ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
 - ④ その他特に要請のあったもの

③ 原子力災害時の相互応援に関する協定
(平成13年1月31日)

- 【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【応援内容】
- ① 原子力防災資機材の提供
 - ② 職員の派遣



UPZから避難先までの主な経路(日立市の例)

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

須賀川市 (13,764人)

【避難中継所】
戸谷幸吉メモリアルアリーナ

【主な経路】
常磐道～磐越道、県道13号、国道49号 等

本宮市 (7,967人)

【避難中継所】
本宮市総合体育館

【主な経路】
常磐道～磐越道～東北道、国道4号 等

三春町 (4,040人)

【避難中継所】
三春町民体育館(※郡山市カルチャーパーク)

【主な経路】
常磐道～磐越道、国道288号 等

郡山市 (45,387人)

【避難中継所】
郡山市カルチャーパーク(※大玉村農村環境改善センター)

【主な経路】
常磐道～磐越道～東北道、県道47号 等

二本松市 (11,047人)

【避難中継所】
福島県男女共生センター

【主な経路】
常磐道～磐越道、県道355号

喜多方市 (7,755人)

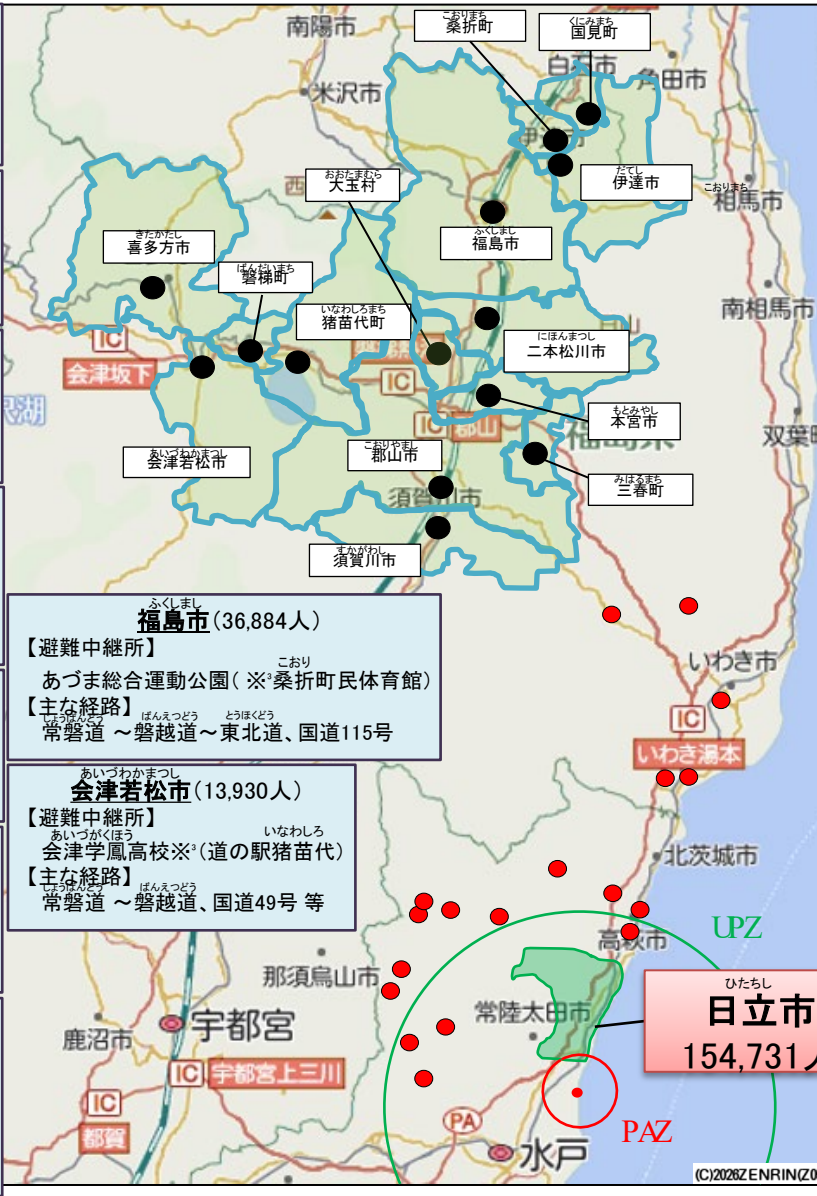
【避難中継所】
押切川公園体育館(※磐梯町民体育館)

【主な経路】
常磐道～磐越道、国道121号 等

伊達市 (36,884人)

【避難中継所】
伊達市ふるさと会館(※道の駅国見あつかりの郷)

【主な経路】
常磐道～磐越道～東北道～東北中央道、国道4号 等



地区	避難先市町村※ ²	避難中継所
おおぬま大沼	福島県須賀川市	1か所
はなやま塙山	福島県本宮市	1か所
かわらご河原子	福島県三春町 (福島県郡山市)	1か所
みずき かねさわ すわ おおくぼ 水木、金沢、諏訪、大久保、 なるさわ おおせ 成沢、会瀬	福島県郡山市 (福島県大玉村)	1か所
すけがわ助川地区	福島県二本松市	1か所
みやた なかざと 宮田地区、中里地区	福島県喜多方市 ばんだいまち (福島県磐梯町)	1か所
なめかわ ゆなご 滑川地区、油縄子地区	福島県会津若松市 いなわしろまち (福島県猪苗代町)	1か所
なかこうじ なかまち たじり 中小路地区、仲町地区、田尻 地区、日高地区、豊浦地区	福島県福島市 こおりまち (福島県桑折町)	1か所
じゅうおう十王地区	福島県伊達市 (福島県国見町)	1か所

※ 避難中継所を経由し、指定された避難所へ避難する。
※² ()内です市町村等は上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先
※³ ()定員となった場合の避難中継所

【凡例】

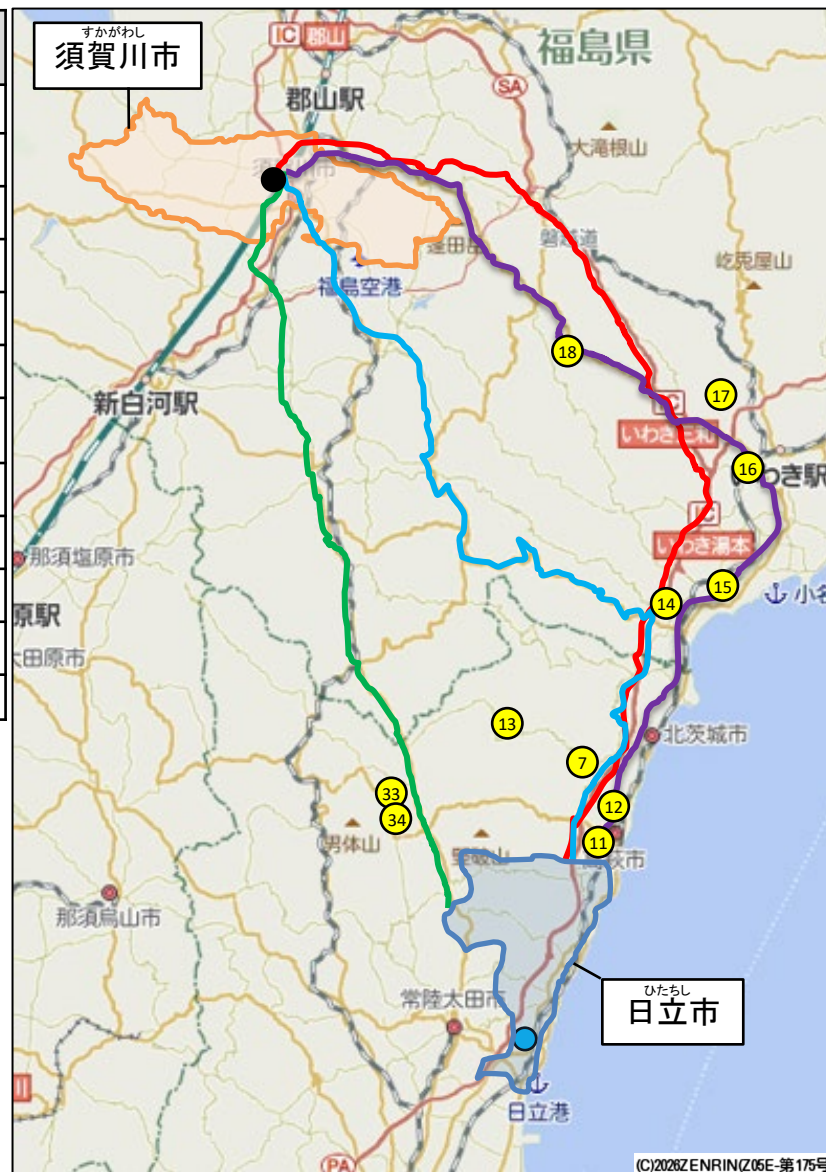
- : 避難退域時検査場所(候補地)
- : 避難中継所

UPZから避難先までの主な経路（日立市大沼地区の例）

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

番号	避難退域時検査場所(候補地)
⑦	なかごう 常磐道中郷サービスエリア
⑪	たかはぎしかはぎ 高萩市立高萩中学校
⑫	たかはぎせいしゅう 県立高萩清松高等学校
⑬	たかはぎ 高萩ユーフィールド
⑭	いわき市南部アリーナ駐車場
⑮	企業交流会館(いわき市)
⑯	いわき市総合保健福祉センター 館駐車場
⑰	よしま 好間中央公園
⑱	みわ 三和ふれあい館駐車場(いわき市)
㉔	さとみ 里美ふれあい館
㉕	さとみ 里美文化センター

※ 番号はP94に対応



すかがわし
避難先：福島県須賀川市

【避難中継所】

つぶらやこうきち
円谷幸吉メモリアルアリーナ



【避難先】

●(代表的な施設名)ほか60か所

【主要避難経路】

国道245号→常磐道(日立北IC)→磐越道(小野IC)→
県道13号→県道49号→県道293号

【代替避難経路①】

国道6号→県道36号→国道349号→国道118号→
県道44号→国道4号

【代替避難経路②】

县道245号→国道6号→国道49号→县道293

【代替避難経路③】

県道245号→国道6号→国道10号→国道289号→
 国道349号→県道14号→国道118号→県道67号

- ：避難退域時検査場所(候補地)
●：一時集合所(大沼小学校)
●：避難中継所

自然災害により道路が通行不能になった場合の復旧策(自然災害対応)

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路が、自然災害により使用できない場合は、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの関係市町村においても同様に、避難経路が自然災害により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省関東地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞

国土交通省関東地方整備局が応急復旧作業を実施。

＜茨城県の管理道路＞

茨城県災害対策本部が応急復旧作業を実施。

＜常磐自動車道・北関東自動車道・東水戸道路＞

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施。

＜常陸那珂有料道路・日立有料道路＞

茨城県道路公社が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等を基に、応急復旧工事を実施。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 新潟県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員（消防団員を含む）のほか、バス会社等の運転者、放射線防護対策施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、自治体職員や避難誘導者等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管)



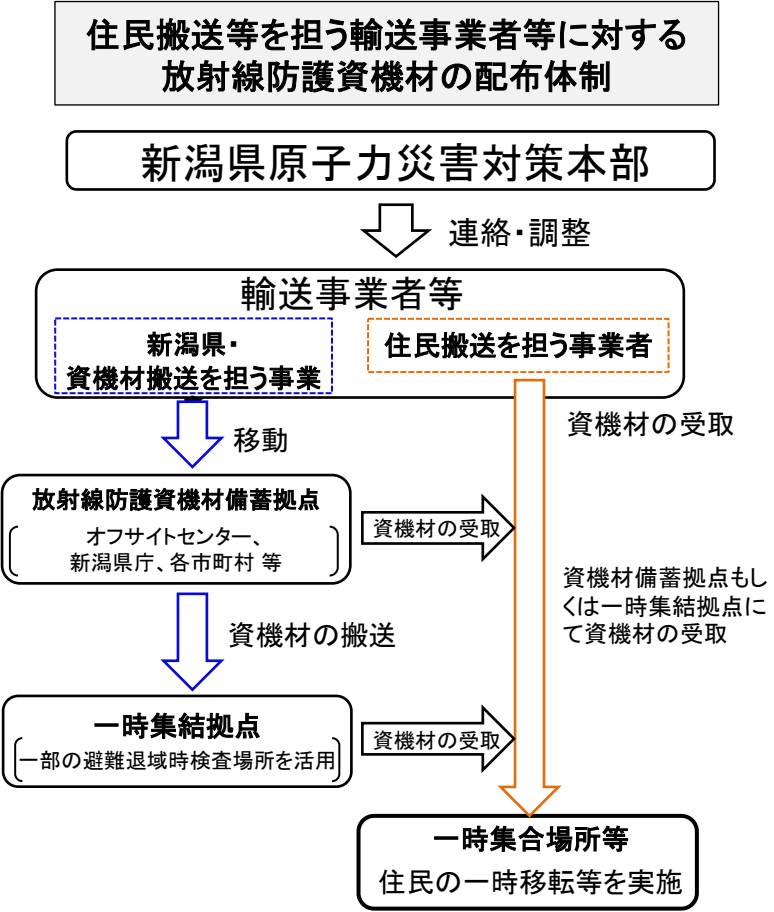
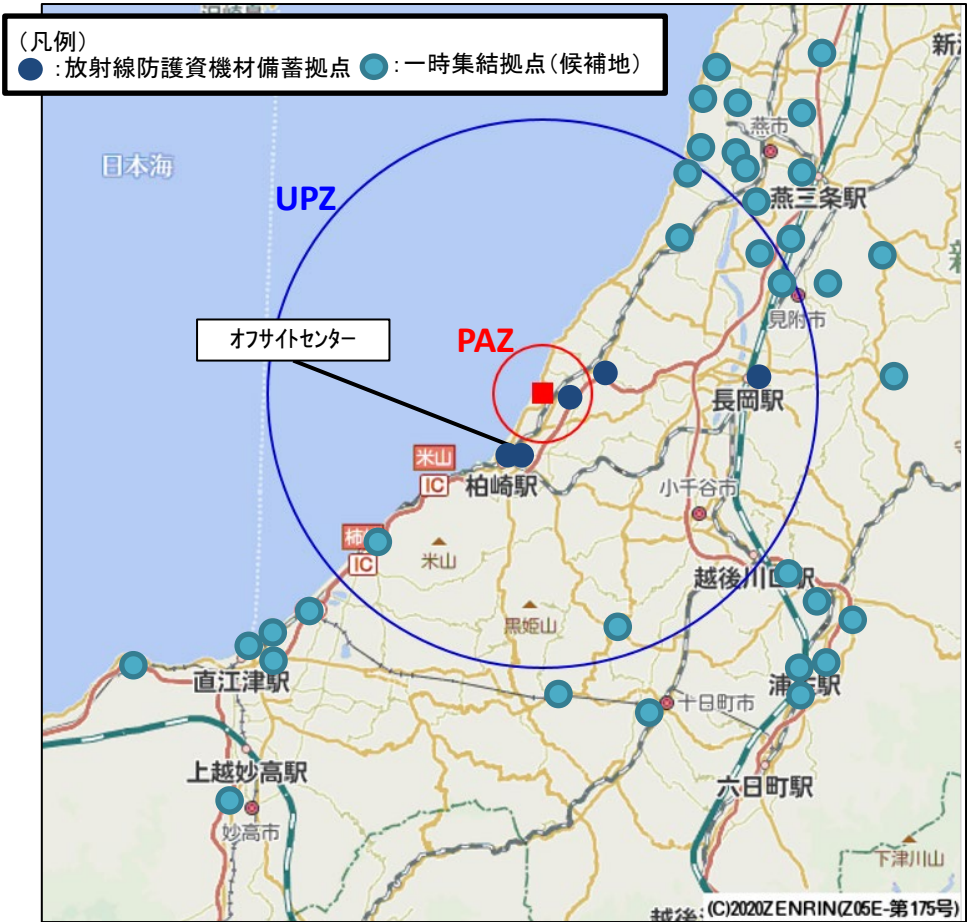
個人線量計



タイベックスーツ

備蓄拠点	対象者
オフサイトセンター 柏崎地域振興局 柏崎市役所 柏崎市西山町事務所 柏崎市消防本部 刈羽村役場	自治体職員、避難誘導者、 バス運転者、消防職員、 消防団員等防災関係者

- UPZ内住民の一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点（一部の避難退域時検査場所を活用）で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的を実施。



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

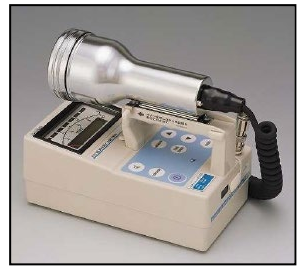
- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定(平成26年10月10日)※

- 【協定事業者】
北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃
- 【目的】
原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。
- 【協力活動の範囲】
原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
防護服	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



防護服

※ 本協定のほか、「東京電力ホールディングス株式会社」と地理的近接性などの観点から相互協力を合意済み。

茨城県及び関係市町村における行政備蓄

➤ 緊急時に備え、茨城県及び関係市町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、茨城県が調整を行い、県内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

茨城県及び関係市町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資 種類	関係市町村														
	茨城県	みとし 水戸市	ひたちし 日立市	ひたちおおたし 常陸太田市	たかはぎし 高萩市	かさまし 笠間市	ひたちなか市	ひたちおおみやし 常陸大宮市	なかし 那珂市	とうかいむら 東海村	ほこたし 鉾田市	いばらきまち 茨城町	おおあらいまち 大洗町	しろさとまち 城里町	だいごまち 大子町
主食 (食)	145,000	67,420	202,786	24,154	14,150	2,250	27,300	9,645	17,582	44,650	11,103	13,776	18,900	10,104	1,192
飲料水 (リットル)	220,080	16,140	200,820	4,704	14,111	2,256	31,068	8,196	9,744	17,796	10,140	6,168	9,096	972	1,274
毛布・寝 袋 (枚・組)	26,704	5,420	12,020	2,936	2,576	2,770	9,811	3,650	822	3,931	1,100	3,080	616	210	207
トイレ															
簡易 型 (台)	269	62,700	39,600	4,500	300	78	238	28	28	135	－	24	－	－	1
携帯 型 (個)	239,634	7,335	1,705	5	17	2,400	27,600	6,100	25,100	1,800	1600	7,200	1,200	2,550	10,780

※1 上記の数量は、令和6年11月現在(「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果について(内閣府政策統括官(防災担当))」)を基に作成
※2 上記の他に、関係市町村では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している

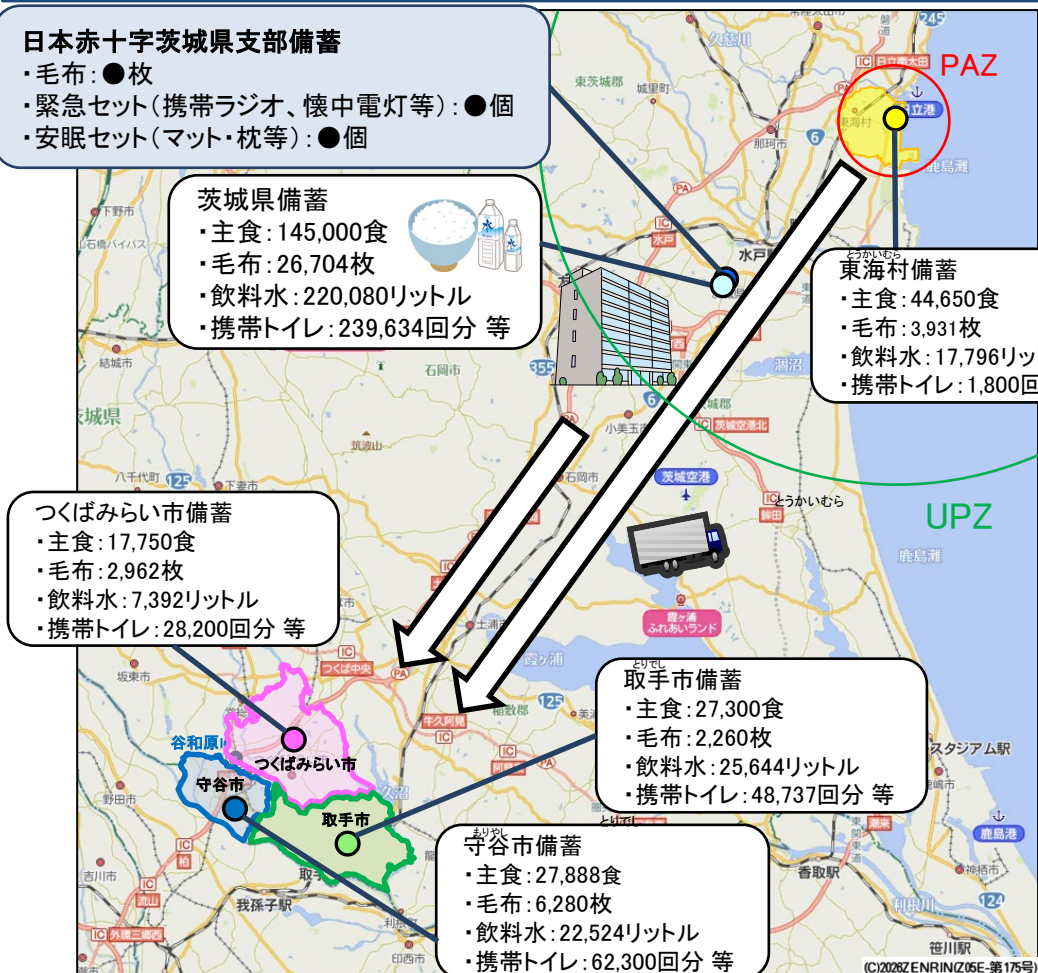
➤ 関係市町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、新潟県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等	市町村	協定の種類・締結民間企業等
新潟県	災害時における物資供給に関する協定	食料品、生活必需品等の供給	(株)ローソン、イオン(株)、(株)ブルボン、(株)ファミリーマート、新潟県生活協同組合連合会、(株)伊藤園、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、NPO法人コメ災害対策センター、(株)原信、(株)バイオテックジャパン、一正蒲鉾(株)、(株)カインズ、(公財)新潟県学校給食会、(株)カワチ薬品、新潟県生活衛生同業組合連合会、新潟県漬物工業協同組合、新潟県パン協同組合、新潟県飲用牛乳協会・新潟県酪農業協同組合連合会、新潟県味噌醤油工業協同組合 等	かしわぎし 柏崎市	物資等の供給【NPO法人コメ災害対策センター、ホリカフーズ(株)、信越ペプシコーラ販売(株)、(株)クスのアオキ、三国コカ・コーラボトリング(株)、(株)ウオロク、アーケラントサカモト(株)、(株)北越ケース、(一社)新潟県LPガス協会上越支部、(株)伊藤園、(株)ブルボン、(株)イトーヨーカ堂、船山(株)、和光紙器(株) 等】
				かりわむら 刈羽村	物資等の供給【中部ペプシコーラ販売(株)、NPO法人コメ災害対策センター、(株)PLANT】
				ながおかし 長岡市	物資の供給等【長岡葉業協同組合、越後ながおか農業協同組合、(株)原信、(株)セブンイレブン・ジャパン、イオンテール(株)イオン長岡店、NPO法人コメ災害対策センター、ユニ(株)アピタ長岡店、(株)ウオロク等】
				おぢやし 小千谷市	物資等の供給【(一社)新潟県LPガス協会長岡支部、越後おぢや農業協同組合、中部ペプシコーラ販売(株)、NPO法人コメ災害対策センター、イオンテール(株)イオン小千谷店、コーエイ(株)、(株)アクトイ】
	災害時等における燃料の供給に関する協定	燃料の供給	新潟県石油業協同組合、(一社)新潟県LPガス協会 等	とおかまちし 十日町市	物資等の供給【NPO法人コメ災害対策センター、イオンテール(株)、十日町農業協同組合、十日町生鮮食品(株)、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)原信、(株)リオン・トールコーポレーション、アーケラントサカモト(株)ホームセンタームサシ十日町店等】
	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	物資の緊急・救援輸送等	(公社)新潟県トラック協会、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合 等	みつけし 見附市	物資等の供給【NPO法人コメ災害対策センター、(株)アクトイ、(株)ひまわり食品、5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会、原山化成工業(株)、(株)矢沢ダンボール、(有)エコ・ライス新潟、(株)PLANT】
	災害発生時等の物資の保管等に関する協定	物資の保管	新潟県倉庫協会 等	つばめし 燕市	物資等の供給【コカ・コーライーストジャパン(株)、NPO法人コメ災害対策センター、(株)伊藤園、イオンテール(株)イオン県央店、サントリービバレッジサービス(株)、大塚食品(株)、ダイトートリンコ(株)、アクシアルリテイリング(株) 等】
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	医薬品等の供給	新潟県医薬品卸組合、東北新潟歯科用品商協同組合、(公社)新潟県薬剤師会、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部 等	じょうえつし 上越市	物資の供給【コカ・コーライーストジャパン(株)、イオンテール(株)イオン上越店、NPO法人コメ災害対策センター、アクシアルリテイリング(株)、(株)イチコ、上越ケンパン(株) 等】
				いずもさぎまち 出雲崎町	物資の供給【NPO法人コメ災害対策センター、(株)アクトイ、(株)伊藤園、コカ・コーライーストジャパン(株)、吉沢工業(株) 等】

PAZ避難時の物資備蓄・供給体制(東海村の例)

- 東海村のPAZ内からの避難住民の受入時には、受入先自治体による備蓄のほか、茨城県及び東海村による備蓄、さらには茨城県及び東海村と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社茨城県支部に備蓄された物資(食料等の生活用品)等を、民間事業者等の協力を得て、避難先に搬送する。
- 茨城県及び関係市町村が備蓄している物資が不足する場合、茨城県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内 容
茨城県	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書等	災害時における生活物資や食料の供給
東海村	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書等	災害時における生活物資や食料の供給

※ 詳細はP●参照

避難元自治体による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣類品
- ・その他東海村が指定する物資

避難元	避難先	
石神地区	守谷市	避難所●か所
真崎地区		
村松地区	取手市	避難所●か所
中丸地区		
舟石川・船場地区	つくばみらい市 又は取手市	避難所●か所
白方地区		

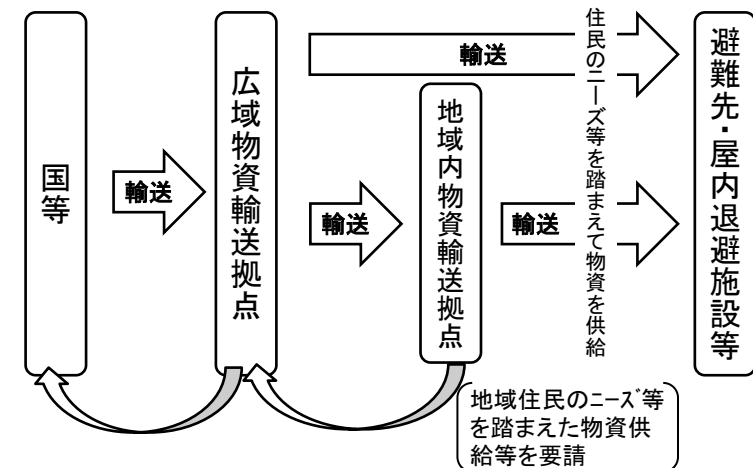
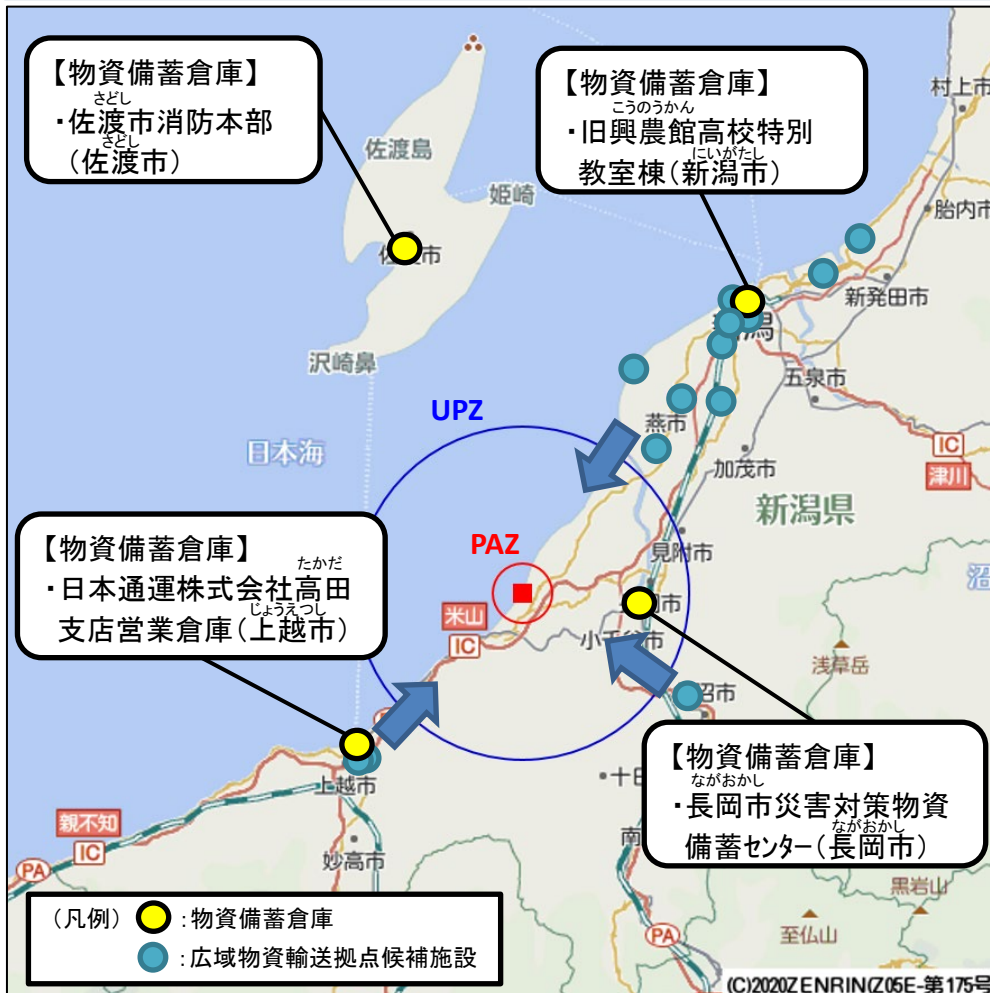
(※) 物資備蓄数は概算

新潟県における物資の調達・供給

- 国や他都道府県等からの大量の支援物資を円滑に受入れ・仕分けし、地域内物資輸送拠点等に迅速に輸送するため、物資を集積する広域物資輸送拠点を設定※。広域物資輸送拠点では、市町村の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、地域内物資輸送拠点や住民の避難先等に輸送。

※新潟県にて指定している広域物資輸送拠点候補施設の他にも、協定等に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫や、その他物流施設等も物流拠点として活用。

- 地域内物資輸送拠点では、広域物資輸送拠点から輸送された物資を地域住民の状況を踏まえて供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 広域物資輸送拠点・地域内物資輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



広域物資輸送拠点 (県内14候補施設)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

地域内物資輸送拠点

- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給等に関する各種要請
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

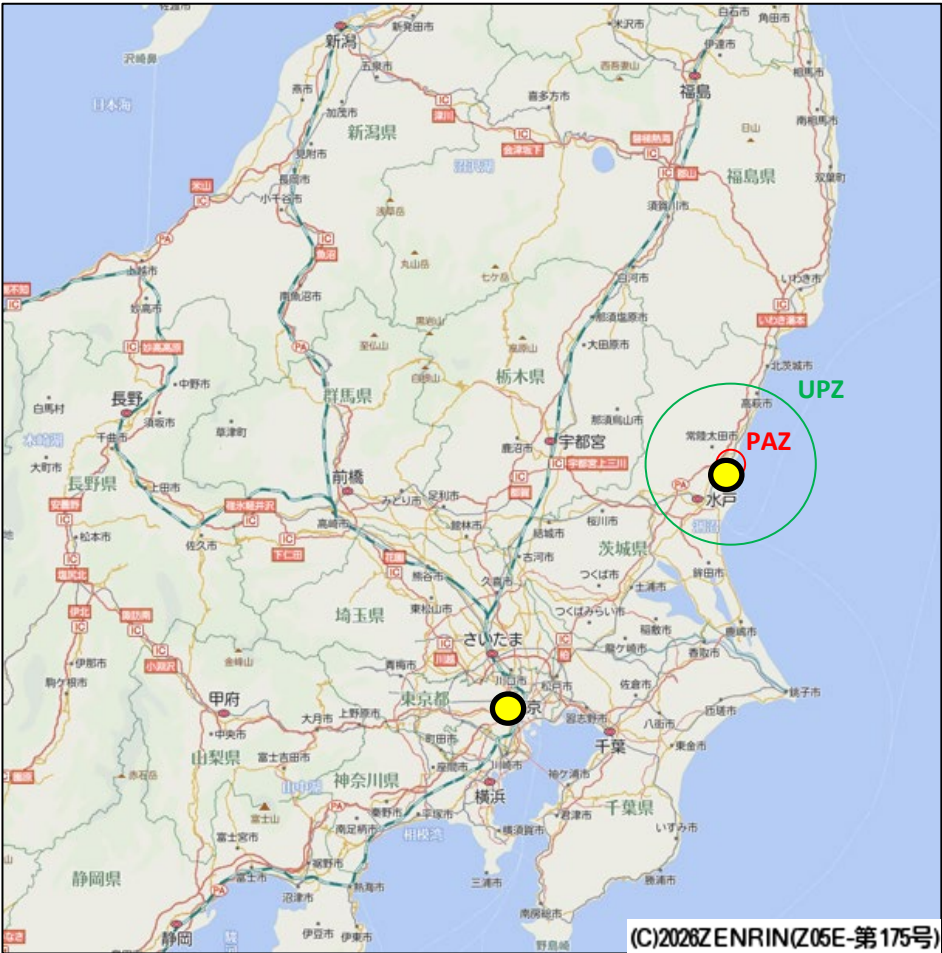
原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 日本原子力発電(株)では、災害時に茨城県及び関係市町村が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、周辺市町等に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。

生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布
合計	●●	●●	●●

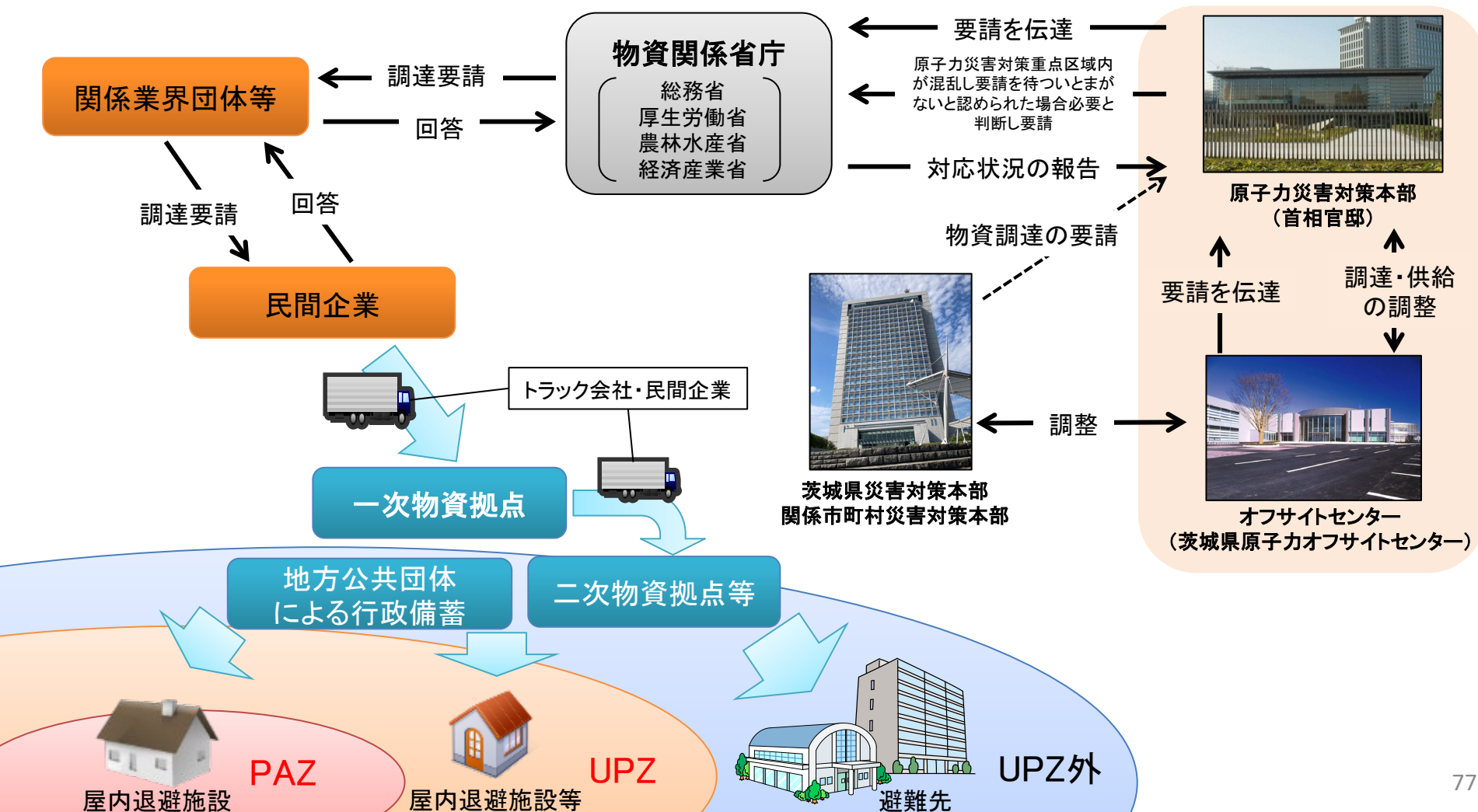
- ※ 令和●年●月現在。
- ※ 物資の供給は、県からの要請に基づき、周辺市町等に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。
- ※ 上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。
- ※ その他、ポータブル発電機、段ボールベッド等についても備蓄している。



(C)2026ZENRIN(Z05E-第175号)

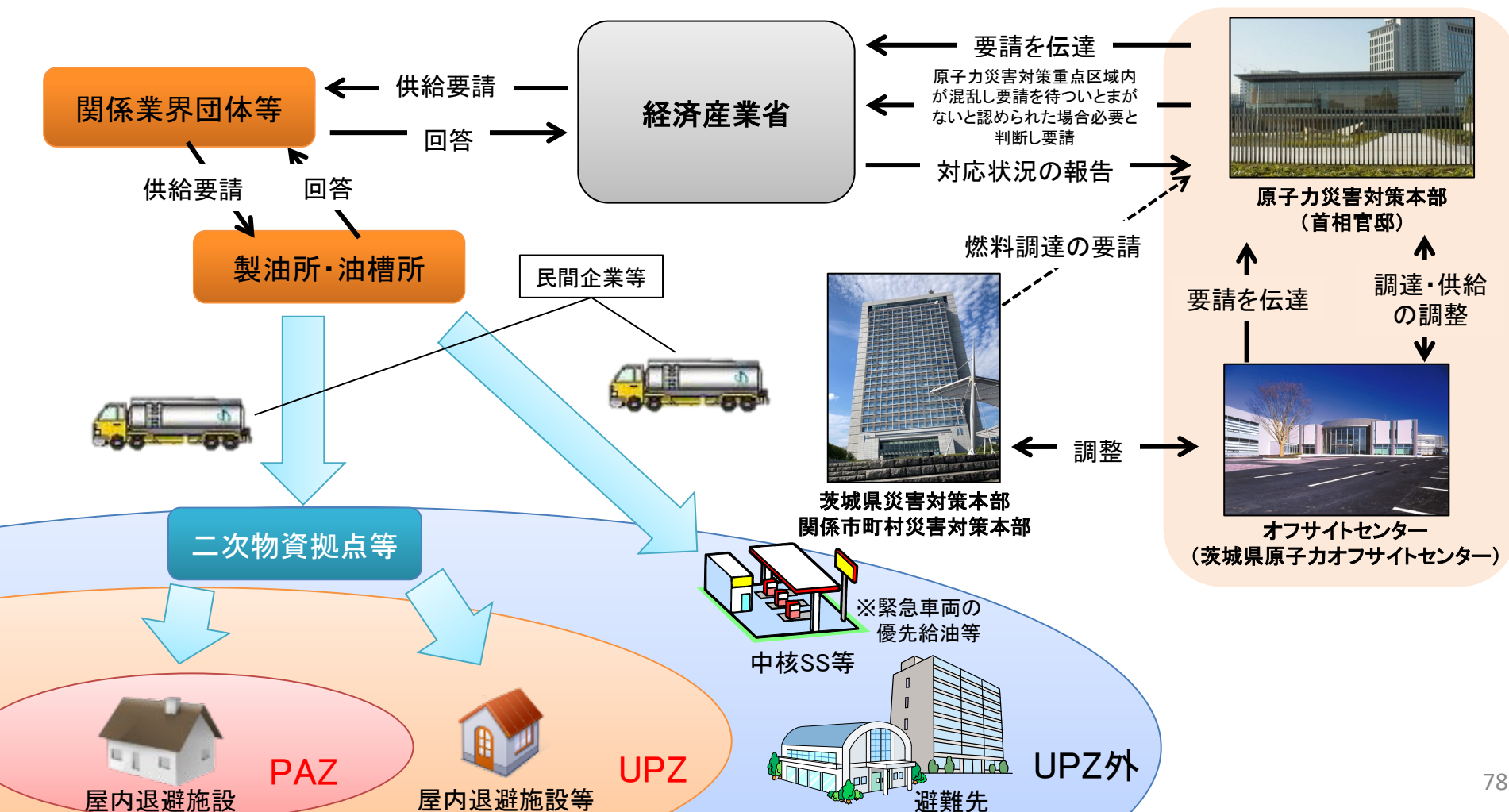
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 茨城県及び関係市町村が備蓄している物資が不足する場合、茨城県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、一次物資拠点への物資搬送を行う。



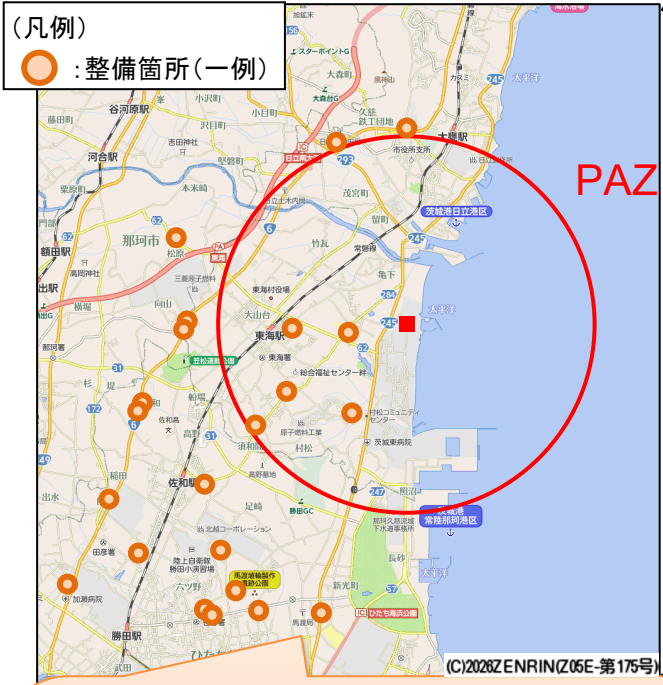
国による物資(燃料)の供給体制

- 茨城県及び関係市町村が備蓄している燃料が不足する場合、茨城県及び関係市町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から二次物資拠点等への搬送を行う。



災害による停電時の燃料供給拠点について

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、茨城県に合計479か所整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。



関係市町村の整備箇所数

水戸市: 35か所	那珂市: 11か所
日立市: 11か所	鉾田市: 19か所
常陸太田市: 8か所	茨城町: 8か所
高萩市: 2か所	大洗町: 5か所
笠間市: 12か所	城里町: 2か所
ひたちなか市: 18か所	東海村: 7か所
常陸大宮市: 9か所	大子町: 5か所



その他の市町村の整備箇所数

つちうらし 土浦市: 18か所	ばんどうし 坂東市: 17か所
こがし 古河市: 16か所	いなまし 稲敷市: 11か所
いしおかし 石岡市: 13か所	かすみがうらし かすみがうら市: 6か所
ゆうきし 結城市: 12か所	さくらがわし 桜川市: 19か所
りゅうがさきし 龍ヶ崎市: 10か所	かみすし 神栖市: 18か所
しもつまし 下妻市: 12か所	なめがたし 行方市: 16か所
じょうそうし 常総市: 20か所	つくばみらい市: 7か所
きたいばらきし 北茨城市: 8か所	おみたまし 小美玉市: 13か所
とりでし 取手市: 4か所	みほむら 美浦村: 4か所
うくし 牛久市: 9か所	あみまち 阿見町: 6か所
つくば市: 23か所	かわちまち 河内町: 1か所
かしまし 鹿嶋市: 11か所	やちよまち 八千代町: 6か所
いたこし 潮来市: 10か所	ごかまち 五霞町: 4か所
もりやし 守谷市: 6か所	さかいまち 境町: 5か所
ちくせいし 筑西市: 21か所	とねまち 利根町: 1か所

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

➤ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画に基づき実施。

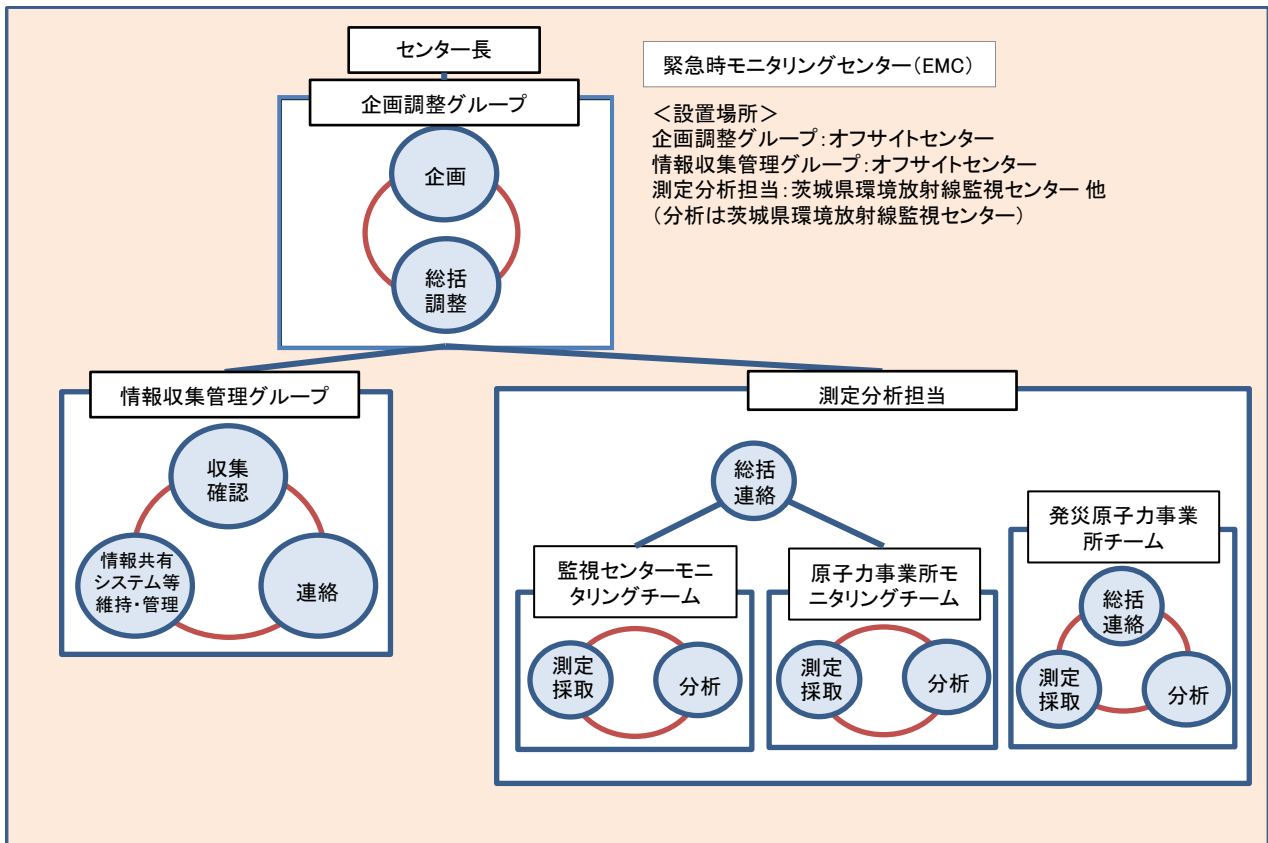
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	国土交通省	飲料水（応急給水）	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等	（一社）ジャパン・レンタル・アソシエーション、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料（石油・石油ガス等）		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構（JOGMEC） 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 （衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機）

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制は、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを茨城県原子力オフサイトセンターに、測定分析担当は、茨城県環境放射線監視センターに拠点を設置。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業所と協力して対応にあたる。
- とうかい おおあらい 東海・大洗原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリングを円滑に実施。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- かしわざき かりわ 柏崎刈羽地域におけるUPZ内の8市町に、緊急時モニタリング地点146地点を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- かしわざき かりわ 柏崎刈羽原子力発電所敷地内及びPAZ内では、18地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が原子力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。

